

(仮称)北九州市子ども基本条例(素案)に対する 市民意見及び意見に対する考え方

令和6年10月18日から11月17日まで実施いたしました「(仮称)北九州市子ども基本条例(素案)」に対する市民意見募集に貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

皆様から提出された意見及びこれに対する考え方を次のとおり公表いたします。

なお、ご意見は条文ごとに整理した関係上、一部要約して掲載しましたのでご了承ください。

令和6年11月28日

(問い合わせ先)北九州市議会事務局政策調査課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL 093-582-2632
FAX 093-582-2685

1 意見募集結果

(1)実施期間 令和6年10月18日から令和6年11月17日まで

(2)意見提出状況

ア 提出者 65人(個人53人、団体12団体)

イ 提出方法 電子メール 50件、郵送 6件、FAX 9件

(3)提出された意見 156件

(内訳)

ア 個別の条文に対する意見 122件

イ 全体に対する意見 34件

2 提出された意見及びこれに対する考え方

別紙のとおり

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
1	前文			子供のみなさんへ、から始まる文の最後の部分にある「その権利と自由は守られます。」というところは、メッセージの重みとしては弱いように思えます。北九州市の子供は市が、地域が守るという明確なメッセージ性を出すべきです。「守られます」から「守ります」に変えるべきです。	ご指摘の部分を含む前文の最初の4行は、子どもに向けたメッセージであり、主体を子どもと考えています。全ての大人や北九州市が子どもを守ることにについては中段以降の部分で記載しております。	4
2	前文			「子どもは生まれたときから、・・・誰もが大きな夢を抱き、・・・」とありますが、「子ども全員が大きな夢を抱いている」と断定するニュアンスになっている感じに受け取れます。 「大きな夢を抱けるよう、大人が支援する」というニュアンスの方が正しいのではないのでしょうか。 さらにあえて言うなら、「夢を持ちなさい」、あるいは「夢を持つべきだ」という大人の考えを子どもに押しつけることにならないような配慮も必要ではないかと思えます。	ご意見については参考にさせていただきます。	4
3	前文			「全ての子どもが誰一人取り残されない環境を整え」これは社会の責務だと思いますので、とても大切な文だと感じました。子どもは、大人が用意した環境に身を置けしかたないため、体の弱い子や障がいがある子たちも安心して生きていける環境を、社会全体で取り組んで整えていけたら良いと思います。 「不断の見直しを約束し」大変心強い一文だと思います。化学物質等においては現在の科学的知見では因果関係の証明が困難なことも、後々有害であることが判明することがあるため、新しい情報や知見を収集しながら、必要に応じ見直しを頂けたらありがたいです。	ご意見ありがとうございました。	4
4	1	2	(2)	権利の定義について、「日本国憲法」「児童福祉法」が明記され、その他の法令に規定する権利をいう、とあります。前文にも明記されている「児童の権利に関する条約」（1990年）を入れることで、今を生きる子どもたちにとって大きな指針になると思います。	ご指摘の「児童の権利に関する条約」についても記載しております。	1
5	1	2	(4)	「施設」の定義で、「子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設」とされていますが、「育つ・遊ぶ・学ぶ」の関係が並列であれば、例えばゲームセンターやカラオケ店、おもちゃ屋さん、室内遊園地、各種イベント会場等、子どもが「遊ぶ」場所は全て含まれるということになるのでしょうか。 また、そういう施設の意見聴取や合意形成はされているのでしょうか。	ご指摘の施設も全て含まれると考えます。子どもの権利を保障するという考え方は、全ての方に必要なものだと考えます。	4
6	1	3	1	市は、子どもの権利尊重のために「あらゆる施策」を通じて支援を行うとありますが、市がしなくてはならないことは、子どもの権利尊重だけではないと思います。 高齢者のためにも税金を使って欲しいし、災害から市民を守ることにもっと税金を使って欲しいです。また、歩道も雑草だらけです。もっと町をきれいにしてほしいです。 市は、子どもの権利尊重のために必要な支援をすればいいのであって、「あらゆる施策」はやりすぎだと思います。	市として、高齢者支援や災害対策等はそれぞれ大切な施策だと認識しております。 本条文は、市が行う施策の全てについて、子どもの権利が保障されるよう考慮すべきとの視点が必要であるとの思いで記載しております。	4

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

- 【意見の反映状況】
- 1 既に記載済み
 - 2 追加・修正あり
 - 3 今後の参考とするもの
 - 4 追加・修正なし
 - 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
7	2	4	3	第3項は大変違和感がある。子ども自身に「他の子どもの権利を尊重するように努める」と条例において努力義務を課するのはふさわしくない。 まず、なぜこの条例を制定しようとしたのか。子どものおかれた現状をふまえて、子どもの権利を保障することではないのか。まずは、子どもの権利を保障することに主眼が置かれるべきで、子どもの義務を規定するべきではない。他者の権利を侵害してはならないことは当然だが、まずは自分の権利が守られないと他者の権利の尊重しようということにはならない。子ども達には自分に権利があることを知ってもらえば、自分と同じように他の子どもにも権利があることは理解できると思われる。教育、啓発でこのような点は浸透させていくべきで条例で規定すべきではない。	ご指摘のとおり、子どもの権利を保障することを第一と考え、その思いを前文や第1条（目的）、第3条（責務等）で記載しています。 また、第4条第1項で「この章に定める権利は、子どもが成長発達していくために、特に大切なものとして保障されなければならない」と全ての人に向けて示しております。 そのうえで、第3項に子ども自身も他の子どもの権利を尊重することの大切さを伝えているものです。	4
8	2	4 5		安心して生きるための一つとして、自分の身体の成長について知ることは基本だと思います。現在子どもたちを性暴力から守る為に、「生命の安全教育」カリキュラムが教育委員会から提示されています。第一歩としてとても意義あるものと思います。今後とも、専門家の意見を聴くなどして、さらに充実したカリキュラムになるように願っています。そのために、ユネスコが提示する国際セクシャリティガイダンスにもとづいた包括的性教育の内容で推進していくことを切に要望します。 現在、性暴力対策アドバイザーの学校現場への派遣や産婦人科の医師の派遣事業なども行われていますが、これからもっと回数を増やし、カリキュラムの中へ組み込んでほしいです。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
9	2	6	(2)	そもそもとして学校が子供たちにとって安心して楽しく通える環境を整えることが前提であり、また教育者が他人事ではなく自分のこととして児童とのコミュニケーションや時として厳しい指導を行うことを許容する部分も設け、適切な形で明記する必要があります。疲れや辛いと感じたときは休むことも大事ですが、ただこれだけの文章では子供の成長の糧には成り得ません。	ご指摘の内容については、大切なことであると認識しております。 この章は、「子どもの権利の中でも『特に大切なものとして保障される』権利」という視点で子どもをはじめ、保護者や市民、行政等、全ての方に共有してほしい子どもの権利について記載したものです。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
10	2	6	(2)	「疲れを感じたときや、つらいと感じたときは」と限定すべきではない。子どもの権利条約では、第31条で「休息及び余暇」の権利を保障しているが、このような限定はしていない。子ども自身、疲れや辛さを表現できないこともある。子どもが休みたと思った時、余暇をとりたいと思った時にとれるような文言にすべきである。	この章は「子どもの権利の中でも『特に大切なものとして保障される』権利」という視点で記載したもので、子どもの権利に関する条約の中から、子どもをはじめ、保護者や市民、行政等、全ての方に共有してほしいとの思いで記載しました。 「休む権利」について、子どもたちにわかりやすく知っていただくために、「疲れを感じたときや、つらいと感じたときは」と具体的に示したものです。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
11	2	6	(2)	乳幼児は、自分で疲れや体調不良・辛さを言葉で伝えることができず 保護者の都合で無理をせざるを得ない現状があります。学童期以降も、「休みたい時には休める」というふうに解釈されると違ってくるのではないかと感じます。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。	
12	2	6	(7)	規制手段ではなく、教育によって子供たちの情報判断能力とSNSによる被害から自分の身を守る方法を小学校低学年から教えていくことが重要です。その上で、有害とされるものの定義は非常に曖昧であり個人差がありますため「悪質な物質又は情報（情報の定義としては詐欺や偽情報、勧誘など）」というような具体的なことを明記する必要があります。	ご指摘の内容については、私たちも大切なことであると認識しております。 この章は、子どもをはじめ、保護者や市民、行政等、全ての方に共有してほしい子どもの権利について記載したものです。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3

(仮称) 北九州市子ども基本条例(素案)に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
13	2	7	(4)	(4)の「様々な芸術、文化及びスポーツに触れ親しむこと。」については「様々な芸術や文化に触れる機会及びスポーツに触れ親しむこと。」文化とスポーツを分けて書いてみてはどうでしょうか？	芸術や文化、スポーツについてはいずれも「触れる」だけではなく「親しむ」ことも大切と考えて記載しました。	4
14	2	8	(1) (2)	(1)学ぶこと (2)遊ぶこと どんな学び？どんな遊び？ 定義がないのでわかりにくい。 遊ぶこと～子どもの権利条約31条にあるように、子どもにとっては「休息、余暇、遊び、レクリエーションの権利がある」と謳われているように「遊ぶこと」だけだと、「心豊かに育つ権利」と「遊ぶこと」がつながらない気がします。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
15	2	9	(2)	「直接関係すること」とあるが「影響を及ぼすこと」など広い表現にすべきである。子どもの権利条約第12条では「影響を及ぼすすべての事項」について意見表明ができ、手続きでの意見聴取の機会を保障している。条約よりの狭い権利保障にするのは適切ではない。	(2)では、「意思決定に参加」することに関して記載しております。意見表明につきましては(1)で特に条件を指定せずに広く記載させていただきました。なお、「直接関係すること」という表現は「こども基本法」を参考としております。 (参考：こども基本法 第3条(基本理念)) 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。	4
16	3			第1節 子どもの権利の保障のための努力義務について、(子どもの権利侵害の救済)(子どもの意見表明等)(子どもの権利の周知啓発等)(相談への対応)・・・と社会問題になっている子ども権利侵害への考え方は書いてありますが、子どもが芸術、文化にふれる機会が少なかったり、キャンプ場の廃止などで自然の中で遊ぶ体験の場が縮小されたりする現状で、(自分らしく生き、心豊かに育つ)ために、市として市民としてどんな努力義務があるのかが抜けているように思います。	ご指摘の内容のとおり、子どもが自分らしく生き、心豊かに育つためにも大切なことだと考えます。これらは総括して、第3条の「責務等」で、子どもの権利保障に努めるべき責務や努力義務があることを記載しております。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
17	3	10		「市は、子どもの権利が侵害された場合に、その子どもを救済するために必要な体制を整備するよう努めるものとする」とありますが、これを「市は、子どもの権利が侵害された場合に、その子どもを保護するために必要な体制を速やかに整備するよう努める」に変更すべきです。子どもの権利が侵害された場合、それは子どもにとって危機的な脅威でありリスクであるため、迅速にこれを保護し権利と自由を守るように、速やかに体制を整えるよう努力するように努めるべきであり、救済という言葉は感じが悪いです。	ご意見のとおり、現状でいじめや虐待等が発生した場合は、速やかに児童相談所や学校、警察等との連携により対応することとしています。また、条例の中でよりよい連携を図ることについても記載しております。「救済」については保護することも含めた広義の意味で使用しています。ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
18	3	10		権利侵害への救済が具体的になされなければ子どもの権利の保障をうたっても、理念だけになり絵に描いた餅になりかねない。この点は努力義務ではなく、「整備する」とすべきである。福岡県内で子どもの権利条例が設置されている自治体では子どもの権利救済機関が設置されている。北九州市でもぜひ設置していただきたい。国もこうした機関の後押しをすることをこどもまんなか実行計画などで明言している。	子どもの権利侵害については、その子どもを救済する体制について検討することが必要と考え記載しております。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
19	3	10		救済するために必要な体制とは、どのような体制でしょうか。	子どもの権利侵害については、その子どもを救済する体制について検討することが必要と考え記載しております。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
20	3	10		どのような体制なのか、救済するために動くのは周りの大人や施設など子どもに関わる全ての人の人で、具体的に分からないとしっかりとした体制は取れないのではないかと感じた。		
21	3	11	2	自分で思いを話せる子どもだけではないし、乳幼児にもその権利があると考えます。子どもに関わる全ての人が代弁者となるという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、乳幼児も含め権利があると認識しております。この条文では、代弁する体制整備を含めた施策の推進について記載しており、子どもに関わる全ての人が代弁者となるものではないと考えます。	4
22	3	12		虐待や不登校が増加している現状のなか学校現場や地域、当事者である子どもたちへどのように周知していくのでしょうか。	様々な状況を踏まえ、よりよい周知方法について検討したいと考えます。	3
23	3	13		相談窓口・カウンセラー・児童相談所については「天降り、特定の活動家、利権団体（人権ビジネスのNPOや社団法人など）」は絶対に排除して、市が責任を持っていただきますようお願いいたします。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
24	3	15		ジェンダーに関する第15条は不要です。国民的合意形成がまだだからです。（国連が勧告しようとは関係ない） 記述するならば、以下の4点のような論調を希望します。 1、子どもは、性の自認が未発達で、身体においても性的な特徴は個人差があるため、成人までは、あえて、男女以外の性があることを教える必要はない。 2、子どもには、男らしさ、女らしさを強制する必要もないが、人前での服装や振る舞いかたを意識する大切さは教える。理由は、昨今増加している性暴力から、わが身を守ることになるから。大人の一部には、小児愛や少年愛など、危険な性癖を持つ人がいる。 3、大人たちは、子どもに、国民の合意形成がまだできていないLGBT等への理解を押し付けてはならない。国連が勧告しても、それは、日本人が決めること。子どもたちの自然な性の理解を、静かに見守ることが大事。おのれの性別が何か？は、成人後、その子が決めればよい。 以上です。よろしくお願いいたします。	この条文は、地域社会での寛容性が高まるようにとの思いで記載しております。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
25	3	15		第15条自体を削除するべきであると考えます、性的指向やジェンダーの存在は認められるべきですが行政が持ち上げるべきものではありませんし、なにより理解と啓発が行われる中で偏った主義思想を抱く者によって誤った方向へ子ども達や社会を誘導することは事前に避けるべき危険なリスクです。そして、同時に申し上げますが、我々や条例が徹底させるべきはどのような違いがあろうとも特別視せず「我ら皆対等である」という極々当たり前の考えです。社会的に少数であるから弱者であるという考えの元に作られたLGBT理解推進法に囚われすぎないようにしていただきたい。その上で「性的指向やジェンダーアイデンティティは尊重される」とだけ、明記するべきです。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

- 【意見の反映状況】
- 1 既に記載済み
 - 2 追加・修正あり
 - 3 今後の参考とするもの
 - 4 追加・修正なし
 - 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
26	3	15		この第15条は不必要と考えます。 まず、令和5年法律第68号自体が、一部の当事者や外部からの圧力によって通されたものであり、他の当事者や大多数の国民の声を無視した法律です。 「ジェンダーアイデンティティ」という、日本語で的確に説明できない、非常に曖昧な言葉を条例に盛り込むべきではないと思います。 この条例では、市民等に対して、理解や啓発に努めるとありますが、子どもたちに直接、いわゆるLGBT他とは一体どういったことか、という授業や講演をすることはないと受け取っているのでしょうか。 法律第68号では、子どもたちに対しても教育の一環として授業や講演を行う旨の内容及びありますが、この子ども基本条例第15条はあくまでも大人が対象ですか？国がガイドラインも示していないのに、連携する事業者とは誰なのですか？ そこにもし、補助金＝税金が使われるようなことはやめて頂きたいです。 アメリカでは、ファッション・流行のように若い子が感化され、文字通り、取り返しのつかない被害が起きています。 大人の都合、イデオロギー、利権によって、人生を台無しにされてしまった子が実際にいます この世界各国で行われている、LGBTQ+や性的指向の多様性やレインボープロジェクト、イベントなどの活動は、はっきり申し上げてイデオロギーです。 北九州の未来ある子どもたちのことを考えるべき条例に、性的指向の多様性などという一種のブームのようなものは必要なしと考えます。 この子ども基本条例にある、第7条と第8条の内容で充分カバーできるのではないのでしょうか。 ありのままに、個性を持ち、判断力を培い、感受性を育てる。学び、遊び、経験し、歴史を知る。 差別やいじめ＝犯罪などの行為はもちろん容認できません。ですが、第15条が蟻の一穴となり、二度と取り戻せない子どもたちの大事な時期に、数年後にはすっかり無くなっているかもしれない“風潮”を条例に組み込んでしまっているのでしょうか。 定期的に見直しをはかるとは言え、一度作ってしまった条項を本当にきちんと見直してくれるのでしょうか。苦しんだことや悩んだことのない人間はいません。自分とは違う立場の人のことを、気持ちを汲んだり想像したり、思いやることが出来る、それは苦しんだり悩んだりしたからこそ出来ることです。 どうか、この第15条だけは、考え直していただきたく、お願いいたします。	この条文は、地域社会での寛容性が高まるようにとの思いで記載しております。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
27	3	15		性的指向に対する理解は、今の時代とても大切だと思います。 ただ、それは子どもだけではなく、子どもから高齢者まであらゆる年代、全ての市民に共通することだと思います。 子ども基本条例で、子どもの性的指向に限定して理解を求めるのではなく、もっと、市民全体で理解されるための努力を行うような決まり事を別に作るべきだと思います。	この条例は、子どもにとって必要なことはどういったものか、との視点で記載しており、ご意見のとおり、市民全体の理解が進むよう記載しております。	4

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
28	3	15		北九州市人権推進センターから出されている人権推進キャラクターモモマルくんなどを主人公とした啓発冊子や動画はとても分かりやすく、特にLGBTQ編は学校でも活用していました。子どもたちも熱心に学んでいました。これからは、当事者の方に出会い話を聞く機会がたくさんあったらいいと考えています。安心感や自信を得て、より希望をもって生き抜く力が湧いてくるだろうと思うのです。 また、現在北九州市では、性別にかかわらず自分で組み合わせの選択ができる「スタンダード標準服」が提案されていますが、男子がスカートを選ぶことが出来るということが明示されておらず、女子は好きな組み合わせが選べるが男子は選べないという趣旨とは逆のメッセージを示すことになっていると思います。「スタンダード標準服」が提案された趣旨をふまえ一人ひとりの生徒が性別ではなく 自分自身の好みや機能性で選ぶことのできる標準服であることを広報してほしいと思います。	ご意見については今後の参考とさせていただきます。	3
29	4	16		最近、親も仕事で疲れて帰っているところに子どもがたくさん宿題ややり直しのプリントを持って帰るなどして家庭でゆっくりする時間がないとか、1年生なのに学校に行き渋っているなどの声をあちらこちらから聞きます。子どもの権利条約にも休息をとることの重要性があげられています。このことを大人は、真剣に考えないといけないのではないのでしょうか。それは、親の働き方や賃金の問題とも関連してくるかもしれません。不登校の子どもが非常に多いこの現状、そんなことも関連しているのではないのでしょうか。市が主導して何をしたらこの状況を変えられるのか考えてほしいと思います。	ご指摘の休む権利に関しては、第6条（2）にも記載したとおり、大切な権利だと考えております。 ご意見については今後の参考とさせていただきます。	3
30	3	17	2	虐待の定義について議論を行っていただきたく思います。最近では悪いことをした児童・生徒を叱るのも虐待だと一部では騒がれるような世の中であり、本来行うべき指導も委縮して出来ない恐れがあります。そういった環境は早期に打破するよう努めるべきです。	虐待の定義につきましては、児童虐待防止法に定められた定義と共通と考えております。 ご意見については今後の参考とさせていただきます。	5
31	3	17	2	「施設関係者は、子どもに対し、虐待等をしてはならない」という文章がありますが、これは当然のことであり、施設関係者に限らずすべての方に言えることだと思います。あえて、施設関係者と記載されたのは意図があるのでしょうか？	ご指摘の通り、虐待等をしてはならないというのは当然のことであると認識しております。この条例を子どもが見た際に、子どもが過ごす場所では虐待等から守られるのだと、あえて強調して伝えたいと考え記載しております。	5
32	3	17	5	現状、施設関係者は居場所を提供する余力があるとは思えません（場所を提供するだけではないので）。それなりの専門機関との連携や専門職の配置が必要だと思われます。	ご意見については今後の参考とさせていただきます。	3
33	3	17	5	施設には場所・人員等の関係で居場所の提供・支援共に負担が大きく、安全面等もかなりの強化策が必要となってくると思います。		
34	3	17	5	働く人手が不足している中、支援をするのであればもっと人手が必要となるのではないかな？ 現状のままでは、負担が増えるばかりになると思われる。		
35	3	17	5	国籍・障害・貧困・多様性等の差別については、社会全体の問題であり、施設関係者だけではなく全ての人に当てはまることだと思います。	ご意見については今後の参考とさせていただきます。	3

(仮称) 北九州市子ども基本条例(素案)に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
36	3	17	8	一時預かり事業については、本当に必要な家庭であれば理解できるが、そうでなければ預かりをするのは子どもにとってどうなのかと疑問を持つ。	この条文については、子どもを預けたい保護者の支援が進むようにとの思いで記載しております。	3
37	3	17	8	何を言いたいのかわかりません。 一時預かり事業についての理解に努めるというのは、誰が何を何のために理解すればいいのでしょうか。 もっとわかりやすく書いた方がよいと思います。	この条文については、施設を運営する関係者に向けて記載しております。一時預かり事業については児童福祉法に定めがあり、保育所・幼稚園・認定こども園等が制度を理解し、子どもを預けたい保護者の支援が進むようにとの思いで記載しております。	4
38	3	17	8	一時預かり事業は、全施設では行われていないので総称して表記するのは違うような気がします。		
39	3	17	8	一時預かり事業について、受け入れに対する理解はしているが、すでに在籍している子ども達のいつもの生活が保たれた上での支援であってほしいと思う。	ご意見については今後の参考とさせていただきます。	3
40	3	17	8	一時保育預かり事業についての理解を全園同様に課せられるのは、それぞれの園の現状や地域性なども異なるので、負担になることもあるのではないかと感じました。		
41	3	17	8 10	定義(第2条)で「施設」に児童福祉施設、障害者支援施設に加え、「学校」を一括りにして対象としているが、例えば17条(施設における権利の保障)には、8で一時預かり事業、10で放課後児童クラブと限定的な取り組みをあげているが、なぜ、この2つだけ具体的なのか。違和感がある。再整理すべきでないか。	ご意見のあった一時預かり事業については、制度が周知され、子どもを預けたい保護者の方の助けになるよう記載しました。また、放課後児童クラブにおいて業務に従事する方について処遇改善は大切なことであると認識しているため、この条例に記載しました。	4
42	3	17	10	放課後児童クラブとは「施設」なのですか。 (施設における権利の保障)の中に書かれています。 また、専門性の向上、処遇改善が必要なのは、放課後児童クラブの職員さんだけなのでしょうか。保育士さんは？ 私の知り合いは保育園で働いていますが、休みが取りづらいと言っています。	ご意見にある保育士については、国や市による様々な処遇改善等の取組を進めているところであり、保育士の処遇改善は大切なことであると認識しております。 また、本条例第2条(4)で、条例における施設について定義し、「遊び又は学ぶ施設」としており、該当施設である放課後児童クラブにおいて業務に従事する方についても同様に、処遇改善は大切なことであると認識しているため、この条例に記載しました。	4
43	3	17	10	保育士は給料が安いと、結婚して子どもを持つことは難しいとよく言っています。 子どもが大好きで保育士になったのに、結婚して子どもを持つために転職を考えないといけないような状況にいます。 でも、子ども基本条例では保育士のことは全く書かれていない、なぜ放課後児童クラブの人の処遇改善だけ書かれているのでしょうか。不公平に思います。		
44	3	17	10	放課後児童クラブにおいて業務に従事する者について、その専門性の向上、処遇の改善等に必要な措置を講じるよう努めるものとする書いてあるが、処遇の改善が必要なのは放課後児童クラブの人だけではないと思います。 私の妹は保育士ですけど、いつも人が足りない、きついのに給料が低いなどと言ってますし、ニュースでも言っていました。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例(素案)に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
45	3	17	10	放課後児童クラブで働く人の処遇改善を定めているが、子どもにかかわるほかの人の処遇改善も言うべきではないか。なぜ、放課後児童クラブに限定するのか。ほかの人の処遇改善は必要ないということか。	放課後児童クラブにおいて業務に従事する方について処遇改善は大切なことであると認識しているため、この条例に記載しました。	4
46	3	17	10	放課後児童クラブの需要が高まっているのは理解できるが、特定の業種に限定するのは受け入れ難い。		
47	3	17	10	この項目は放課後児童クラブに限ることなのですか？		
48	3	17	10	「放課後児童クラブ」だけを特筆されているのはなぜでしょうか。		
49	3	17	10	放課後児童クラブだけではないと思う。		
50	3	17	10	児童福祉法第6条3の2にある、放課後児童健全育成事業として施設関係者のことを書かれていたのではないのでしょうか。ここだけ権利、保障が前面に出ているように感じました。		
51	3	17	10	市は、放課後児童クラブの従事者にのみ専門性の向上や処遇の改善等に必要な措置を講ずるのですか？施設における権利の保障であるなら、他の施設も対象になるのではないのでしょうか。		
52	3	17	10	市は地域の学童保育クラブに向けての専門性の向上とあげているが、学童保育のみでなく他の保育施設(放課後デイ・ベビーシッター等)の専門性も高めていくべきではないのでしょうか？		
53	3	17	10	「放課後児童クラブ」に限定されていますが、「児童福祉施設」と幅を広げても良いのではないかと考えます。	放課後児童クラブの専門性の向上に対する措置は、子どもに関わる施設の職員全員に必要なことだと、思う。	
54	3	17	10	放課後児童クラブの専門性の向上に対する措置は、子どもに関わる施設の職員全員に必要なことだと、思う。		
55	3	17	10	第17条に関して、放課後児童クラブの文言が追加されたことに感謝申し上げます。 しかしながら、放課後児童クラブの施設設備に関して、市の責任において整備する箇所や範囲等を明確にするよう文言に入れることを希望する。 なぜなら、学童保育クラブにおいて、施設(例えばエアコンや床の張り替え)に問題が生じた際、市の助成があるかどうか重要である。市の助成がない場合、各学童で対応するほかなく、その結果、各学童において、万一の場合の支出に備えた貯金(余剰金)が必要以上に生まれる結果となっている。そのため、公設の学童保育クラブ施設に関しては、市の責任における範囲を明確に示してほしい。 また、各学童保育クラブにおいて、子どもが静養するための部屋どころか、居室の床面積に関わる基準も十分とはいえない。以上により、施設設備に関することは、子どもの安全な居場所作りに最優先の課題であるといえる。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
56	3	17	10	北九州市で学童の支援員として働き続けるために、処遇改善を要望します。この度、現場の声を聞き、当事者の切実な願いに沿う文言の素案をつくっていただき感謝申し上げます。 周知のとおり、北九州市の学童保育の従事者は、放課後児童支援員の資格をもつ正規雇用者でも、基本給が月額14万円と市のモデルケースに提示されています。子ども達の成長（いのち）を見守る者の給与が低く、軽んじられているといえます。専門性の向上と共に、給与が伴って見合うことを心から希望します。 子どもとかかわり、成長過程に伴奏する仕事に従事する支援員が専門的に知識や技能、倫理を身につけ、専門職としての力量を常に高めていくことが不可欠です。そのために、研修の機会の充実を図り、学習会を企画運営している団体の拡充にも取り組んでいただきましたら幸いです。「北九州市学童保育支援員会」は、月2回のペースで学習計画の検討から、講師依頼、当日の進行までを会員である支援員自身が行う自主学習会を行う団体です。その活動の周知に共に取り組んでいただき、継続的かつ向上的な研修の機会を多くの支援員に与えていただきたく思います。学童保育本来のあり方、現場の実態が、市の定めることに反映されていない印象をまだまだ受けます。子ども達の明るい未来のために、引き続きよろしくお願い申し上げます。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
57	3	17		こどもの権利を保障するのはもちろんの事だが、第17条の内容は、関係施設への負担が多く感じられる。		
58	3	17		様々な状況の子ども・家族がいて、施設の状況もそれぞれだと思うので支援が必要だということは理解するが、施設への負担が大きくなるのではないだろうかと感じます。		
59	3	17		「10 市は、放課後児童クラブにおいて～処遇の改善等に必要な措置を講じるよう努めるものとする。」に賛成ですが、「学校教育においてもよりきめ細かな対応ができるような施策を講じる」ことが急務だと思います。 「4 いじめの防止に努める」「6 子どもの意見を聴くように努める」ためには、施設関係者に余裕が必要です。甥はいじめを経験して登校渋りが続いています。先生が忙しそうだから、先生に言っても解決しないから、とあきらめています。同じような事例を他の方からも聞きます。私自身3人の子育てをして、また25年の教員生活を経験して、子どもが安心できる居場所をつくるためには、子どもの声をゆったりと受け止め一緒に考える余裕が必要だと思います。そのためには、教育予算を増やして、少人数学級の実現と学校に加配教員の設置が有効だと思います。		
60	4	18	1	市民は地域作りに努める。 というのは市民一人ひとりが思っていることなので、義務付けられるというのは必要なのか？と感じます。	地域において子どもの権利を保障する地域づくりをする気持ちを持っていることを子どもに伝えたいという思いでこの条文は記載しました。	4
61	4	18	4 5	罪を犯した少年について、子ども基本条例に入れることに疑問を感じる。再犯を防止するために、罪を犯した少年を支援していくことは必要なことだと思うが、犯罪で被害にあわれた方やその家族の心情を考えると、そういった方への配慮が欠けている。 市議会議員の皆様で作成されたものと伺っています。慎重な検討をお願いします。	この条では、罪を犯した少年が再び罪を犯したり、飛行に走ることが無いよう地域社会の理解や協力への支援について記載しました。ご指摘の犯罪被害者やその家族への配慮は当然必要なことだと認識しております。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】

- 1 既に記載済み
- 2 追加・修正あり
- 3 今後の参考とするもの
- 4 追加・修正なし
- 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
62	4	19	1	子どもの健康被害について、どうして化学物質の影響だけが記載されるのか理解できません。 世の中には、子どもの健康に影響を与えるものは山ほどあると思います。 おかしいと思います。	健康へ影響を与えるものは、現在解明されていないものも数多くあると認識しており、化学物質「等」としてしています。 この条文では、後段の「科学的知見に基づいた情報の収集及び周知に努める」という部分が大切であると考えており、子どもの健康や成長を見守ることへの決意を表したものです。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
63	4	19	1	子どもの健康被害は化学物質だけでなく、それぞれの家庭の背景も関係してくるのではないかと感じられる。一概に化学物質にするのは、どうなのか？		
64	4	19	1	環境因子は化学物質や人工的に作られた物もあると考えるので、特定してしまうのではなくあらゆる物の健康被害もあるので、幅を広げてみてはいかがでしょうか？		
65	4	19	1	健康や成長発達に影響を与えるものは、化学物質だけではないと思うので、もっと幅を持たせた方が良いのではないだろうかと思います。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】

- 1 既に記載済み
- 2 追加・修正あり
- 3 今後の参考とするもの
- 4 追加・修正なし
- 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
66	4	19	1	私たちは、子ども基本条例の検討会議にお招きいただき、学校や病院等公の場所へのWi-Fi設置や自宅周りへの携帯基地局設置など、電波環境の変化により、体調を崩して苦しんでいる子どもや市民がいることを訴えました。また、今は体調の変化がなかったとしても、電磁波はたばこの副流煙や化学物質と同じ環境因子であり、将来的なリスクから、成長過程にある子どもは、可能な限り曝露されない方が良いという観点で、北九州市のすべての胎児（妊婦）・子どもの健やかな発育が自ずと守られるよう、予防原則に基づく環境整備をお願いしました。 デジタル政策を進める際には、その両輪として、健康を守る施策も合わせて行う必要があります。電磁波の影響を受けたくない子どもが、自分の過ごす環境を選ぶような選択肢を残していただけるよう、お願いしました。とりわけ、命の尊厳に直結する「病院」と日常を過ごす「学校・幼稚園・保育園」を利用できない状況は、切実です。電磁波が原因で体調を崩す市民等や子どもを含め、誰もが安心して、これらの施設を利用できる権利を守っていただきたい旨を訴えました。しかし、この条例案には、このような私たちの願いが反映されていません。大変残念です。 札幌市は、デジタル教育推進にあたり、「1人1台端末ガイドライン」を作成しました。そのガイドラインの「健康上の配慮」の項目には、「電磁波過敏症は、正式な診断名ではなく、国や世界保健機関（WHO）では、その症状を電磁界のばく露と結び付ける科学的根拠はないとの見解ですが、電磁界にばく露することで身体に様々な不調が現れると訴える方々がいることは事実です」と書かれており、さらに、子どもたちの健康を守るための具体的な策が記載されています。 北九州市の子ども基本条例の前文には、子どもの「生きる権利」、「成長する権利」、「教育を受ける権利」等を尊重するために、大人は互いに力を合わせて環境整備をする努力をすること、そして「不断の見直し」をすることが謳われています。ぜひ、「第3章 子どもの権利の保障」や「第4章 子どもの健康及び成長発達のための取組等」に関連する事項として、条文の再考をお願いいたします。 ①「市は、デジタル政策を進める際には、子どもたちが環境因子である電磁波の影響を受けずに健やかに育つよう、また、体調を崩すことなく過ごせるよう、十分に配慮しなければならない」といった条文を付け加えてください。 （この項、もしくは17条の施設の権利の部分に） ②「市は、化学物質等による健康への影響を未然に防止するため、科学的知見に基づいた情報の収集及び周知に努めるとともに、子どもの健康及び成長発達が十分に守られるよう努めるものとする。」の2行目の「子どもの健康…」の文言の前に「予防原則に基づいて」という文言を追加してください。 ③「市は、施設関係者や保護者に、デジタル教育の懸念すべき影響について情報を共有するよう努めなければならない」といった条文を付け加えてください。	健康へ影響を与えるものは、現在解明されていないものも多くあると認識しており、化学物質「等」としてしています。 この条文では、後段の「科学的知見に基づいた情報の収集及び周知に努める」という部分が大切であると考えており、子どもの健康や成長を見守ることへの決意を表したものです。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3

(仮称) 北九州市子ども基本条例(素案)に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
67	4	19	1	化学物質等による健康への影響が書かれていましたが、同様に電磁波による健康への影響も気になります。 学校外ではスマホなど電磁波を浴び、学校内でもタブレットの使用も増え、WIFIの電磁波がある中過ごしていることが心配です。 化学物質過敏症の子どもは電磁波過敏症になりやすいとも思います。 子どもの健康及び成長発達が十分に守られるよう、化学物質等による影響と同様に電磁波による健康への影響も明記してほしいです。	健康へ影響を与えるものは、現在解明されていないものも多くあると認識しており、化学物質「等」としています。 この条文では、後段の「科学的知見に基づいた情報の収集及び周知に努める」という部分が大切であると考えており、子どもの健康や成長を見守ることへの決意を表したものです。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
68	4	19	1	健康への影響は化学物質によるものしかないのでしょうか？ “等”とは書かれていますが、化学物質の印象が強くなります。		
69	4	19	1	子どもの健康及び成長発達が十分に守られることに対しては化学物質だけではないと思います。 限定的にするのは疑問です。		
70	4	19	1	本来は体に害を与えない食物を異物と体が勘違いしアレルギーを起こす子供が増えてきている。特定原材料等を食べないように施すのも良いが、万が一誤って食べた場合の対処はアナフィラキシーショックの場合は緊急かつ正確な判断と施術が必要となり、子供自身と家族だけでなく、教職員等のその場にいる医療従事者でない方に委ねられる。	食物アレルギーに対する正しい理解は子どもの命や健康を守るために大切なことであると認識しています。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
71	4	19	1	近年、未成年者によるオーバードーズや薬物乱用が多くみられるようになった。薬に対して正確な情報と知識について、保護者及び子供への周知が必要と考える。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
72	4	19	1	未然に防止するための環境を整えることが大切だと思います。 化学物質過敏症や電磁波過敏症は、花粉症等と同じく許容量を超えると発症すると言われていたかと思いますが、個人によって許容量は異なりますが、子どもは大人に比して骨も薄く水分量が多く、また排出能力も発達途上のため、同じ暴露量でも大人より多くの影響を受けてしまいます。身体的能力も大人とは異なるということ意識して頂き、子どもが長く過ごす場所(学校や病院等)では、化学物質等に多くさらされないよう、環境を整えて頂きたいと願っています。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
73	4	19	1	近年、病気として捉えられるようになった化学物質過敏症について、このように予防原則を念頭にした条例をお考えいただき本当に有難うございます。見えない物質により体調が悪くなることは他人に理解してもらいにくく、非常に孤独な苦しみとなります。子どもの生活に unnecessary 化学物質（香りや合成洗剤、プラスチック）が学校や公共施設から1つでも多く減っていくことを期待します。 意見なのですが、化学物質「等」と記載されておりますところは「電磁波過敏症」も想定に含まれている若しくは、今後科学的な研究が進み明記されていくと考えてよろしいでしょうか。補足資料には、この大切な「等」が抜け落ちていて残念です。まだ疾病として認められていない電磁波過敏症は、子どもほど影響を受けやすいため声が上がらない（自分の具合がなぜ悪いのかわからないし説明もできない）という特徴があります。子どもの声をよく聞き苦しんでいないか、似たような症状が同じ場所で繰り返されていないかなど、親しい大人がよく子どもたちを見ることが必要です。今の大人たちが子どもだった頃には無かった脅威に子どもたちが曝されていることを見据えた第4章条例であってほしいと思います。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
74	4	19	2 (2)	救急用自動車の利用や夜間診療や救急医療に対する適切な認識を持つことは、子どもの医療体制の確保のためだけではなく、市民全体の問題ではないでしょうか。 適切な認識を持っていない人は、多分子ども基本条例など見ないと思います。 子ども基本条例ではなく、別に必要なことを決めて市民に言い聞かせる方が効果的なのではないでしょうか。	この条例は子どもにとって必要なことはどういったものかとの視点で記載していますが、ご意見のとおり市民全体で考えていただきたい課題だと考えており、今後の参考にさせていただきます。	3
75	4	19	2 (1) (2)	福岡市周辺で子どものけがのため、救急にかかろうと思ったが、全然受け入れてもらえず、結局北九州まで帰ってきたことがあった。 北九州市はすぐに受け入れてくれ、とても助かった。	ご意見ありがとうございました。	5
76	4	19	2 (3)	どうして口腔の記載はあるのに心身の発達についての記載はないのか。成長に関わる事柄は、周知してもいいのではないかと思います。	19条の子どもの成長発達には心身の発達も含むと考えております。口腔の記載については、特に知っておいて欲しいとの思いで記載しました。ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
77	4	19	2 (4)	“子どもの疾病の予防に係る施策及び保護者がその子どもに検診を受けさせることが容易になる…” 子どもの健診が3歳児で終わっている。3歳児健診で指摘されたことを継続してみいくために、就学前に健診を入れてみてはどうか。 継続が必要でも、つながらない保護者が多いのではないかな。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
78	4	19		子どもの健康及び成長発達が十分守られるように、公園の整備に努めていただきたい。 周りが草だらけで遊べない公園が多数あります。 遊具も増やして欲しい。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
79	4	19		北九州市では、学校を会場として、虫歯の予防をするためとしてフッ化物洗口が勧められています。まったく害がないとは言えないし、歯磨きが安全な虫歯予防だと思うのですが、とにかくフッ化物洗口が虫歯を無くす最良の方法だと言わんばかりに勧められています。本当にいいのでしょうか。かつての子宮頸がんワクチンの副作用で、辛い青春を過ごすことになった子どもたちのことがあります。 こうした薬物の使用や投与を提案する際には、自分で正しい判断ができるように、良い面ばかりではなく副作用のこと等判断できるだけの情報を示していただきたいと思います。その際、推進の考えの方反対の考えの方それぞれの専門家の意見を示していただきたいです。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
80	4	20		喫煙に関して、ただ単に受動喫煙が危険と訴える内容にすると、喫煙する親がいる家庭に新たな差別が助長され、親子関係をまずくする原因になるため、あまりに直接的な文章にしすぎない必要があると思われる。学校薬剤師が行っている薬物乱用の授業においても、その辺には注意して授業を行っています。	喫煙による子どもの健康への影響を考えれば、配慮は必要であると考えます。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
81	4	20		私は喫煙者です。できるだけ人に迷惑が掛からないように喫煙できる場所を選んだり、屋外で吸ったりしています。 でも、「いかなる場所においても」「子どもに受動喫煙をさせることがないよう配慮しなければならない」と言われても、限界があります。 喫煙自体は法律で認められているし、ある意味高額な税金も払っています。どうしてここまで条例で規制しないといけないのでしょうか。	受動喫煙による健康への影響を考慮して、健康増進法の中でも喫煙をする際の周囲への配慮が求められています。 子どもは特に健康影響が大きいと考えられることから、本条項を規定しております。 なお、いただいたご意見を参考に、条文を以下の内容に修正します。 市民等は、子どもに健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第3号に規定する受動喫煙をさせることがないよう配慮しなければならない。	2
82	4	20		受動喫煙から子どもを守ることは賛成ですが、「いかなる場所」となると、喫煙者から大きな反発をかうのでは？ 喫煙者を排除する形になってしまいそうです。	（参考：健康増進法第27条第1項） 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。	
83	4	20		「いかなる場所」という文言が気になります。 場所においては、しっかりとした標記があっているのではないのでしょうか。		
84	4	20		受動喫煙をさせない配慮はもちろん必要だと思いますが、市民全員に対して「いかなる場所においても」と言われると、喫煙者としてはきつく感じます。		
85	4	20		「受動喫煙はいかなる場所でも…」は明確な場所を示した方がいいと思います。		
86	4	21		医療の技術的進歩により医療的ケア児が全国的に増加傾向にある。医療的ケア児及びその家族を支援するため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る法律ができた。その中の第五条に地方公共団体の責務が記載され 地方公共団体は基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。と記載がある。そのシステムには行政が主体となり他職種との連携が有益と考える。すべての子供が健やかに育つために必要ではないか。	ご意見のあった医療的ケア児支援法のほか、障害者基本法や児童福祉法にも支援について定められており、この条例で記載している市が行う支援には、他職種との連携も含めているものと考えます。	4
87	4	21		色々な職種が関わっているので、それについての記載などもしていただけると助かります。		
88	4	21		「当該子ども及び保護者を支援するよう努めるものとする」の中に『きょうだい児』を含めても良いのではないかと考えます。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
89	4	22	2	(子どもの成長にとって) 給食は、食べることのみが目的ではなく、身体や精神の成長にとって必要な事であることを、学ぶことが大切である。食育を授業と同様にとりこんで欲しい。	ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
90	4	22	3	給食費を払うことができる家庭は、きちんと払うべきです。給食費を払っていない子どもが負い目を感じるからといって、全員の給食費を無料にするのは的外れなのではないかと思います。形式的な「平等」という言葉でごまかさないでほしいです。子どもが負い目を感じないよう、子どもにちゃんと教えるべきです。それが教育なのではないでしょうか？ それに、小学校・中学校といった義務教育の中での負担の軽減というのであれば、政府が日本全体で考えるべきです。 北九州市の貴重なお金は、子どものためだけではなく、あらゆる世代にこそ「平等」に使ってほしいです。	この条文は、給食費について子どもが負い目を感じないようにという視点で記載しました。また国においては給食費負担についての議論がされており、動向を注視しております。 ご意見については今後の参考にさせていただきます。	3
91	4	22	3	学校給食について、「保護者に負担させない施策又は負担を軽減する施策等について検討するよう努めるものとする」とある。義務教育なので、自治体ごとで給食費の負担軽減策を競うのではなく、国が検討すべきものであり、居住している自治体によって差があるべきものではない。 よって、この条文の必要性を感じない。小さな市町村は、対象人数も少なく給食無償化も実施しやすいが、人口規模の大きい政令市が無償化となれば、多額な財政負担が生じ、実現性が低い。		
92	4	22	3	給食費すべてを無償化にしなくても良いと思う。 給食費と同じ金額で同じものを家庭で作ろうと思っても作れないから、十分に家庭の負担は軽減されていると思う。		
93	4	22	3	基本的には食事はどこにいてもするので、給食費は保護者が負担しても良いと思います。 しかし、子どもに直接関わるお金なので“家庭に一律お金を分配する”よりは、お金が何に使われているのか（子どもの食費に使われている）が明確になるとは思います。 市の予算（税金）の使い方は確実に有効に使ってほしいです。		
94	4	22	3	保護者の負担を軽減させる目的であれば、家庭に財源を振り当てるのではなく施設等に財源を振り分ける方が確実に子どもに使われ負担軽減になるのではないかと。		
95	4	22	3	学校給食の対象の家庭は負担が軽減されると思いますが、その中にも不登校やヤングケアラーなどの理由で学校に行っていない子どももいます。その子どもは給食を食べません。 全ての子どもに還元されるような支援を希望します。		
96	4	22	3	給食費の負担軽減も大事だと思いますが、その財源確保は、どうなのでしょう。その分、別の予算が削減されるのでしょうか。	ご指摘の内容も含め、今後検討してまいります。	3
97	4	22	3	親としてはとても助かるが、財源はどこからなのか気になる。 他の部分で負担が増えれば、意味がないと思う。		
98	4	22	3	保護者への負担軽減はよく理解できますが、物価高騰、異常気象等における需要供給のバランスが取れない場合が度々ある時に、その負担金の穴埋めは大丈夫なのかと北九州市民として危惧されます。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

- 【意見の反映状況】
- 1 既に記載済み
 - 2 追加・修正あり
 - 3 今後の参考とするもの
 - 4 追加・修正なし
 - 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
99	4	22	3	学校給食の無償化は親としてはありがたいですが、予算を軽減してまで推進することは望ましくないのではないか？と考えます。 未来の子どもたちのことを考えるとさけない予算なのでは？と考えました。	ご指摘の内容も含め、今後検討してまいります。	3
100	4	22	3	学校給食の負担軽減を言っているが、なぜ北九州「市立」の学校に限定しているのか。私学に通う子どもも同じ北九州市民でありながら、不公平ではないか。	私立の学校につきましては、市の権限が及ばない部分もあります。国の動向に注視したいと考えております。	4
101	4	22	3	給食費の負担軽減はありがたいが、保育園、幼稚園等はどうするのか。	義務教育という部分から検討を始めたいと考えます。また、国の幼児教育・保育の無償化の動向に注視したいと考えております。	4
102	4	22	3	学校給食は食育・教育の一環とされています。全国では約50%の自治体なんらかの無償化施策を取っています。実施するよう求めます。	ご意見については今後の参考とさせていただきます。	3
103	4	22	3	「子どもの健全な成長に必要な食育」が掲げられていますが、学校給食の負担を保護者に負担させない・軽減する施策などの検討があります。具体的でありいいことだと思います。学校給食の無償化を求める請願署名24033筆が提出されており、11月7日に議会審議が行われました。その中で、教育委員会の予算について議論がされ、実施には予算が必要ですが、現状の予算枠では十分に対応できないと教育委員会は話しています。市全体の予算の中で優先的に実施することが求められています。ぜひ強力に進めていただきたいと思います。		
104	4	22	3	「学校給食費を保護者に負担させない又は負担を軽減する施策を検討するよう努めるものとする」となっていますが、検討した結果、施策を打ち出せませんでしたで終わることを懸念します。 もっと、確実に無償化を進める対応ができる条例にしてください。 市の予算配分として教育費が少なすぎます。子ども真ん中を掲げているのですから、市全体の姿勢として「給食費無償化」を打ち出してください。		
105	4	22	3	大賛成です。 子どもの健やかな成長のためには、食べること、寝ること、安心できる居場所が必要だと思います。貧困家庭や朝食を食べない習慣の保護者の家庭の子どもにとって、学校給食でしっかりと栄養を確保できることは大変重要で、なおかつ家庭では口にしない食材や味付けなど食育の効果も絶大です。その給食を税金で提供することはとても意義あることだと思います。そういう税金の使い方は納税者としても納得できる使い方です。		
106	4	22	3	学校給食の無償化に関してはぜひ実施してほしい。 なぜならば憲法では「義務教育はこれを無償とする」となっており、給食も食育として立派な教育内容であり、これを無償にしていないことは憲法違反でしょう。 以外の理由として、この物価高で生活も大変な中、子どもが増えれば増えるほど給食費の負担は多くなり、貧困家庭だけでなく多くの世帯にとって無償化は家計にゆとりをもたらすことになり得ます。 財源がないとは言わないでください。これからの時代を担う子どもたちのために何はさておき給食無償化の予算を組むことは、「子ども真ん中」の基本条例制定にとってそれこそ「キホンのキ」でしょう。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
107	4	22	3	学校給食費の負担軽減は良いことだと思います。 しかし、無償化になると給食のみで済ませ、朝晩の家庭での食事を与えてもらえない子どもが出てくることに繋がってしまいそう。	ご意見については今後の参考とさせていただきます。	3
108	4	22	3	学校給食費の負担軽減は“保護者のためである”ととらえやすいので、子どものことを考えた支援であることが理解しやすいようにして欲しい。 朝夕の食事が十分に摂れていない家庭も多くあり、その点についても検討するべきだと思う。		
109	4	22	3	学校給食費を保護者に負担させない施策や負担を軽減する施策について検討するとあるが、ぜひ無償化に向けて、実現していただきたい。学校給食が、食育であるという点から考えて、大変重要なことであると思います。他の自治体でも、無償化が進んできています。		
110	4	22	3	教育は無償であるということから、給食費は無償であることは、当然であると思う。 ぜひ北九州でも、無償化をして下さい。		
111	4	22	3	2005年成立の教育基本法では、学校給食は食育であり、教育と位置づけ、憲法26条には、「義務教育はこれ無償とする」と書かれています。 しかし、北九州市は、「限られた財源の中で独自で無償化を直ちに実現することは困難」と。無償化に必要な財源は約35億円。市の予算の0.5%ほど。 安全・安心の学校給食のために、しっかりと市が予算を割り、学校給食に責任を持つことが必要です。市の姿勢次第で実現できます。無償化を実現した自治体のように教育分野に優先的に予算配分をしてください！ 「負担させない施策又は負担を軽減する施策等について検討するよう努めるものとする」ではなく、「負担させない施策を早急に検討し実施する。」と変えるべきです。		
112	4	22	3	学校給食は、子どもたちの健全な成長に重要な役割を果たしています。これからの時代では、ますますその重要性は大きくなります。学校給食費は、保護者にとっても、大きな負担となっています。北九州市において、学校給食の早期の無償化を実現するため、ぜひ協議を前向きにすすめてください。		
113	4	22	3	学校給食は食育です。 義務教育は無償としている憲法どおりに無償化をしてほしいと願っています。 未来をにう子どもたちに、優先的に予算を割いてほしいと思います。		
114	4	22	3	学童保育との連携を追記してほしい。なぜなら、保育に欠ける子どもにとって、長期休暇期間中の学童利用時における昼食の有無や質は大きな問題となっている。また、その他の働く保護者にとって、弁当作りは保護者にとっても自身の責任とは認識しているが、長期休暇期間となると、疲弊しているのが現状である。長期休暇期間中でも学校給食の提供などを検討してほしい。		
115	4	22	4	学校給食で扱う食材について安全・安心な食材を使用し、地産地消に取り組むよう努めるとしています。市内産の使用率の向上、無農薬の活用などの推進が必要です。地元産生鮮野菜の使用率は25%となっています。計画的に使用率を上げるためには統一献立を見直しする必要があります。また、食材の納入窓口が学校給食協会となっており、大規模購入のメリットとデメリットを検証する時期にきていると思います。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
116	4	22	4	「食育の推進に当たって、学校給食で扱う食材については安全・安心な食材を使用し、及び地産地消に取り組むよう努めるものとする」姿勢を高く評価します。 現在、有機農法の農家は市内に8戸のみのため、オーガニック給食の導入は難しいと教育委員会は説明していますが、給食に導入し販路が安定することがわかれば、取り組む農家は増え、地域への販売も広がっていきます。いすみ市の経験に学んで積極的な対応に踏み出すことを求めます。参考として「希望の給食」の視聴をお勧めします。韓国はとても先進的な取り組みをしています。	ご意見については今後の参考とさせていただきます。	3
117	4	22	4	給食の質の向上にも努めてください。 安心安全な給食は行政が責任を持つべきであり、民間委託については反対します。市直営の経験ある調理員さんが作る自校方式のこそ、今の時代に見合った給食の提供方法だと考えます。 また、食材についてもひとこと。 輸入小麦からグリホサートなどが検出されており使用しないしてほしい。輸入食材でなく国産のもの、県外より県内、県内より市内産のもの地産地消をお願いします。給食が北九州の農業を支えることにもなります。 有機農産物もどんどん進めてほしい。		
118	4	22	4	食物汚染が世界中に広がっており、安全な、食材を子どもたちに、食べてもらいたい。 学校給食の食材についても、充分な配慮をしてほしい。		
119	4	22	4	「質を向上させる」というのなら、目新しい献立を増やすのではなく、安心安全な有機野菜などの導入に力を入れて欲しいです。		
120	4	22		学校給食の無償化の広がりは全国的な動きとなっており北九州周辺の自治体でも実現されている。 生活格差により食事も満足にとれていない児童の増加の現状とそれに加えて、給食費未納による子どもの心の痛みは想像に難くない。 すべての子どもたちが子ども時代を豊かに過ごし希望をもって大人に育っていくために、まずは給食費を無償化にし、安心安全な食材について地産地消で取り組むことを心から願う。		
121	4	22		小学校の朝食支援に関わらせていただいたことがあります。食事がとれないほどの貧困が北九州市内にあったことにとても驚き、胸を痛めました。フードサポートやフードドライブで民間がとてもがんばっていますし、子ども食堂もネットワークができるほど増えました。補足にある通り給食費を払っていない事で負い目を感じるということがわかっていらっしゃるのなら、市立小・中学校の給食無償化を進めてください。どうかお願いします。 地産地消を中心に食材を調達してくださりいつもありがとうございます。気候危機は農家さんの経験で太刀打ちできないところまで来ていると聞きます。買い支えることで地元の農家さんたちを応援できたらいいなと思うと同時に、有機の食材を少しずつ増やしてほしいと思います。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例(素案)に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
122	4	22		概ね賛同しますが、「4 市は、食育の推進に当たって、学校給食で扱う食材については安全・安心な食材を使用し、及び地産地消に取り組むよう努めるものとする。」の項目について、「安全・安心」という非常に定義しにくい表現だけでは、条例として不十分に感じます。また、地産地消が安全とは言えない事態も考えられます。 現在、培養肉やゲノム編集食品、昆虫食など、新たな食のテクノロジーが次々と研究開発されるなかで、成長期の子どもの健全な成長に不可欠である「給食」は、予防原則に則って安全が保たれる必要があります。 具体的には、例えば、今、アレルギーの子どもでも食べられる、「ゲノム編集」タマゴがキユーピー株式会社と広島大学との共同研究によって臨床試験の段階に進んでいます。これは、アレルギーの子どもにとっては「安全安心」なものになるかもしれない反面で、ゲノム編集という安全性が担保されていない新たな技術について大きな懸念があります。 こうした「新たな技術を使用している食」というものを給食では使用しないことなどの定義づけが必要ではないでしょうか。 例えば、「遺伝子操作された食品は使用しない」ですとか、「食品のトレーサビリティの徹底に努める」という、当たり前に子どもたちに必要な安全性というものを、最低限明記し、徹底する必要があるように思います。 実際に給食に遺伝子操作食品を使用しないことを決めている自治体もいくつかあります。 また、地産地消に努める上でも、トレーサビリティは当たり前に保たれる必要があり、それがなければ、給食は安全安心とは言えません。もし仮にこのトレーサビリティを徹底することが難しいという現状なのであれば、あまりに杜撰とも言え大変な問題です。 給食は子どもたちのセーフティネットでもあり、無償化と同時に必ず「安全性」など質を常に向上できるように、努めていただきたいと思います。 子ども基本条例に「食」に関する条文を加えてくださっていることは、非常に重要なことだと思っています。 子どもたちの未来を想い丁寧に検討を重ねてくださった議員のみなさんに感謝しています。 どうぞ宜しくお願い致します。	ご意見については今後の参考とさせていただきます。	3
123	4	22		すべての子どもが給食費の支払いを気にせず、平等に食べられれば良いと思います。 調味料を含め安心・安全な食材を使用して頂くことをぜひお願いしたいです。日本は世界一多く添加物の使用が認められています。給食のどの食材にどのような添加物や農薬が使用されているのか、保護者は知ることができません。 19条でも述べましたが、子どもは排出能力が未熟なため、入ってきた添加物も大人と同様には処理できない可能性が高いです。添加物、農薬、化学物質、電磁波などの基準は、ヨーロッパ等と比べるとこの国はとて緩いです。日本で認められているのだから大丈夫、という考えではなく、なぜ他国が厳しくしているのかという世界的視点も取り入れて頂き、未来を担う子どもたちが健康に育っていけるようご配慮いただけましたら幸いです。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例(素案)に対する市民意見及び意見に対する考え方

- 【意見の反映状況】
- 1 既に記載済み
 - 2 追加・修正あり
 - 3 今後の参考とするもの
 - 4 追加・修正なし
 - 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
124				先日、ニュースで「こどもまんなかスイッチ」を見ました。大人が行動するときの合言葉で、心に響きました。子ども基本条例では、「子ども」ですが、ひらがな表記にしないのですか。	本市の条例では、「子ども」という表記を用いており、これにあわせた表現となっております。 例：子どもを虐待から守る条例、子ども・子育て会議条例など	4
125				S N S上で、「こども基本条例パブリックコメント」という、青地で、こどもが5人描かれている北九州市議会のちらしを目にしました。誤植でしょうか、単語が「こども」になっていて、私としては、優しい雰囲気に見えました。 いま、国も本市も「子ども」と「こども」の表記がめちゃくちゃ混在していて、一方で、「子ども・子育て支援法(国)」、「子ども家庭局(本市)」、「子ども憲章(本市)」など、他方で、「こども家庭庁(国)」、「こども大綱(国)」、「こども基本法(国)」、「こどもまんなか社会(国・本市)」、「北九州市こどもまんなか教育プラン(本市)」などです。しかし、国においては、原則「こども」を用いるという文書が出ているようです。 今回の条例案策定に際して、「子ども」、「こども」の用語について、議会として検討はされたのでしょうか。		
126				実施状況の確認、子どもの意見聴取 条例を制定する以上、例えば3年後に条例実施状況を検証する規定を設けるべきと考えます。 その際に子どもの意見も取り入れるという規定も、子どもの意見表明を定める以上、必須だと考えます。	前文に「不断の見直し」とあるように、期限にとらわれず、必要に応じて見直しをする考えです。 また、見直すことについて条文に追加したいと考えます。	2
127				前文に「不断の見直しを約束」とあるが、補足説明資料には「常に見直しを続けていく」とある。ここでいう「常に」とは「いつでも」ということなのか。また、そういう抽象的な言い方ではなくて、きちんと期間を明記して、その期間が経過すれば「必ず」見直すと定めるほうが、前文の趣旨に合っているのではないかな。		
128				11条の意見表明をはじめ、それ以下の条文でもほとんどが努力義務になっており大変残念である。条約で規定されている子どもの権利に関するものは義務にすべきである。努力義務で規定する場合でも、どんな努力をしたのか、義務を果たせなかったのはなぜなのか、また、条例の実施状況がどのようになっているのか、具体的に毎年検証して市民に公表するような仕組みを構築すべきである。	この条例は、子どもの権利やその保障について必要なことを皆さんに知っていただくことが大切と考え、強い表現を避けました。 ご意見については参考とさせていただきます。	4
129				努力義務とされている点 全体的に努力義務と明示されている点が、非常に気になります。 この点は、努力義務ではなく法的義務であることを明記した上で、ただし、漸進的に実現するという形でまとめる方がより良いのではないかと考えます。		
130				第3章(第10条)以降、「努めるものとする」という言葉が頻発しているが、条例というより要望書のような内容なので、もう少し条文を整理すべきでないかな。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
131				全て文末が「ものとする」という表現になっています。これは、しなくてもよいと受け取れます。もう少し強制力のある表現にする必要があると思います。特に、③の「検討するよう努めるものとする」という表現は、やる気のなさを感じざるを得ません。「検討し、実現する」に改めて欲しいです。	この条例は、子どもの権利やその保障について必要なことを皆さんに知っていただくことが大切と考え、強い表現を避けました。 ご意見については参考とさせていただきます。	4
132				第10条ないし第18条について 基本条例（素案）においては、第2章以下に「子どもにとって大切な権利」を規定しています。ここに列挙された権利は、子どもの権利条約等に規定される子どもの権利のうち、特に重要なものを例示列挙したものと理解しています。 一方で、第3章以下では、「子どもの権利の保障」を規定しているものの、すべて努力義務として定めています。重要な権利であるとして規定しながら、その保障は努力義務にとどまるというのは、理屈として矛盾しています。この点については見直しが必要です。		
133				第16条2項や17条2項のように当然のことをわざわざ定める必要があるのか。 例えば、小学校のスポーツクラブを運営する事業者は、17条のように「子どもに対し、虐待等をしてはならない」と定められていない。施設関係者ばかり言及されていて、バランスを欠いた形になっていないか。	ご指摘の通り、虐待等をしてはならないというのは当然のことであると認識しております。この条例を子どもが見た際に、子どもが過ごす場所では虐待等から守られるのだと、あえて強調して伝えたいと考え記載しております。 また、第2条で定義した「施設」は子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設としており、施設関係者にはご指摘の事業者も含まれていると考えております。	4
134				全般を通じ、教育現場における施策が不足しているように思えます。子ども基本条例の中で危惧されている意見表明、いじめ、不登校などは教育現場の忙しさを解消すれば少しは解決に向かうと考えます。学級定数は文科省が決めるものですが、ぜひ教員増も入れてください。	ご意見については、国の動向等を注視しながら今後の参考とさせていただきます。	4
135				「子ども」と定義されていますが、乳幼児のことがあまり触れられていません。こども家庭庁がすすめる幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）も必要ではないでしょうか？	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	3
136				全体的に、学童期以降の子どもを対象に考えられているように感じます。 妊娠前から乳幼児期がその後の育ちにとってとても大切な時期で、その時期の子どもにも同じく権利があるので、それぞれの関係機関での検討も重ね、もっと乳幼児期の子どもの事も考えられた条例であって欲しいと思います。		
137				全体的に、乳幼児期の子どもへの考えが薄いと感じます。全ての子どもの為の条例なので、もっと乳幼児期から大切に考えていただきたいです。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
138				「子ども」というのは、それ自体が「義務」ですから、こうした「子ども」の「権利」を保障する基本条例の施行は素晴らしいと思います。ぜひ条例施行に向けて、前向きに進めていただければと思います。 先日まで素案が公開されていた「子ども憲章」という名の“大人目線”で「子ども」がまったく主役だと感じられない、そもそも「憲章」という言葉の意味をちゃんと調べたほうが良いと思うレベルの素案とは雲泥の差です。 こちらの素案を作成された苦労は計り知れないものがあるかと思います。北九州市のこれからの「子ども」の未来のため、こちらの条例の施行の推進をお願いいたします。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	3
139				子どもの権利に関する基本条例を制定することについて賛成いたします。 こども基本法は、3条において基本理念を定めており、5条において地方公共団体が基本理念にのっとり、施策を策定し、実施する責務を負うとしています。その責務を果たすために本条例制定に向けてご尽力された方々に敬意を表するとともに感謝申し上げます。 市内のすべての子どもたちが安心して過ごせるまちづくり、施策の実施を進めていただければと思います。		
140				子どもたちの権利保障について、北九州市でもこうした形で条例化されること、本当にうれしく思います。 超党派で集まれた議員のみなさんが、市内の関係各団体や専門家の方々に意見を求め、しっかりと時間をかけてプロセスを踏み、この条例に反映させ作っていったことも、この条例の価値を高めるものだと感じています。 前文に想いがこもっていいなと感じています。また、前文の最後にある「この思いが将来にわたって引き継がれるよう、不断の見直しを約束し、この条例を定めます」という一文にあるように、子どもたちにとってよりよい社会をつくることをわれわれ大人が、次世代への責任として行動していくことが求められていると感じます。私自身、北九州市内で子ども活動のNPO法人を運営しておりますが、身が引き締まる思いで読まさせていただきました。 今回こうして制定される条例は、子どもたちの権利について書かれています。ですからまずは、子どもたちに自らが権利の主体者であることを自覚してもらわなければならないと思います。そのため、この条例の解説資料や動画など子どもたちが理解できるよう分かりやすく伝えるものが不可欠であると思います。 また、われわれ子どもの親世代は、こうした子どもの権利について、自らが子ども時代にはあまり意識できなかったため、子どもたちの権利について学び直しの機会も必要かと思います。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

- 【意見の反映状況】
- 1 既に記載済み
 - 2 追加・修正あり
 - 3 今後の参考とするもの
 - 4 追加・修正なし
 - 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
141				政令指定都市として未来への大きな躍動を感じます。子どもの権利、心身の健全な発達のための全ての大人の義務に至るまで、記述の全てと宣誓に深く共感・賛同します。 施設関係者として、子どもの権利をサポートする環境整備が後手になっていると感じます。私たちが子どもの権利について理解し、職種の専門性を高め、子どもの多様性と個性を受容してその発達を全力でサポートすることを心がけていても、受け皿としての施設拡充と人材育成等、子どもの心地よい居場所づくりに限界を感じます。自分の権利について子どもたちが理解をすることと同時に、子どもも大人もその実感が持てる環境整備が条例の制定とともに急がれると思われます。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	3
142				「(仮称) 北九州市子ども基本条例(素案)」の素案を拝読いたしました。 所謂「子どもの権利条約」に基づいた、市民が誇れる内容になっていると感じました。 少しでも社会を良くしていこう、市で出来る事をやっていこう、という基本的な姿勢が感じられて大変うれしいです。 中でも子ども達に投げかけられた前文は、戦後の「新しい憲法の話」を想起させる素晴らしいものだと思います。 基本的に子どもの権利条約に準じた内容だと思うので、一つ一つは改めて触れませんが、ヤングケアラーに関する条項、学校給食に関する条項などは昨今の子どもにまつわる課題中でも重要なものだと思います。 個人的な思いもありますが、教育に関する保護者の負担はまだ大きいです。給食はとくに子どもたちの身体作りに直結しています。 もっともっと潤沢な予算を付けて欲しいと感じています。その為にも保護者負担ではなく、自治体、もっと言えば国の負担を大きくしていくべきです。 この条例が制定されるという事は、現在の日本や北九州に於いて、これらの内容がまだ実現できていない、或いはすべての人のなかで当たり前の事になっていないという事でしょう。だから明文化しなくてはならない、理想であり道筋であるのだと思います。 従って、仮にこの内容で決定したとしてもそれが完成形ではなく、常により良い形を模索するべきです。 ここに書かれていることは、この国の全ての子ども達が享受して然るべき権利です。 市はこの内容を国が実現できるように強く、継続して求めていくべきであり、国が実現できないことをきめ細やかに市として対応していくべきです。是非このことも明文化して頂きたいと思います。		
143				全体的に施設にしても他のことにしても、限定されることは多いように感じます。それぞれ関係機関との協議は行われたのでしょうか？ 限定的になるとその関係者に負担感が増すと思われるので、ある程度実現できる内容にするべきだと思います。	条例を作るに当たり、複数の関係者から意見を伺いました。 この条例には書ききれなかったご意見も多々あります。これからも皆様の声を大切にしたいと考えます。	5

(仮称) 北九州市子ども基本条例(素案)に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】

- 1 既に記載済み
- 2 追加・修正あり
- 3 今後の参考とするもの
- 4 追加・修正なし
- 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
144				「第4章 子どもの健康及び成長発達のための取組」について、化学物質、受動喫煙、食育など、個別具体的なものを取り上げて規定されています。それらも十分大切なことがらではありますが、それだけが規定されているということに、大きな違和感を感じました。 まず総論として、こどもの「こころとからだの健康づくり」の重要性と、全般的な取組についてきちんと規定され、そして、そのためのものとして、現条文の個々の項目に加えて、文化芸術の活用を書きこんでいただきたいと思います。 児童の権利条約第31条には、「児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進する」、「文化的及び芸術的な活動……のための適当かつ平等な機会の提供」が書かれています。 また、文化芸術基本法第2条には、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」、「……経済的な状況……にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう」と規定されています。 現在、親の経済格差に伴い、こどもの文化体験格差が大きく広がっています。親に経済的な余裕がなければ、美術館・博物館にも、コンサートなどにも連れていけないと思います。 しかし、幼い時に、「生の」文化芸術に触れることは、とても大切なことです。そのためには、行政、学校、市民、地域などの、さまざまな取組が必要です。 素案第8条に、「心豊かに育つ権利」として「文化」が書かれていますが、法文上「地域の文化」とも解釈できますし、第7条に規定されている「芸術」は入っていません。両条とも、権利の規定であり、取組ではありません。 文化芸術は、こどもに限らず、すべての人々の「こころとからだの健康づくり」に不可欠です。第4章の中に、こどもたちが等しく文化芸術に触れることができるような取組規定を、ぜひ書き込んでいただきたいと思います。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	3
145				文化芸術に触れる機会とか表現する権利とか、内容がもっとしっかり記載されるといいと思います。		
146				昔だったら、子どもを社会で育てるのは当たり前でしたが、今の少子化の時代、このような決まり事がないと子どもを大切に育てることができないのか、少し情けなくも思いますが必要なことなのでしょう。 その上で、この条例は全体的にバランスが悪いのかなと思いました。すごく大雑把な部分もあれば、細かすぎてこんなことまで条例で決めなきゃいけないの？という部分もあると思いました。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

- 【意見の反映状況】
- 1 既に記載済み
 - 2 追加・修正あり
 - 3 今後の参考とするもの
 - 4 追加・修正なし
 - 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
147				「子ども基本条例」となっているが、何を「基本」として、何をこの条例で定めようとしているのか、前文や条文からは読み取ることができない。 前半は、子どもの権利について壮大に述べられているものの、それをどのように実現していくのか、後段は非常に局所的な対応にとどまっており、条文の前段を受けることができていない。 条例は言わば地方自治体の法だが、法規範として定性的な部分が多い点について、実効性の面から疑義がある。であれば、前段の子どもの権利を謳うにとどめれば良いのではないだろうか。 特に中盤以降（13条以降）は、一部の偏った立ち位置から、中には、非常にニッチなトピックスについて、（恐らく）合理的な整理もされずに条文に並べられており、子どもの「基本」となる法規としての呈をなしていない。 大都市として品格ある条例となるよう磨かれることを期待する。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	3
148				全体的にバランスが悪いと思います。もっと時間をかけてしっかり検討してもらいたいと思います。		
149				北九州市は9月にも子ども憲章（素案）に対するパブリックコメントをやっていたが、10月には条例のパブリックコメントをするのは市民はわかりにくい。憲章を作っているのであれば条例はすぐにいらないのではないのでしょうか。		
150				「子どもの意見表明権」大切ですね。 しっかり書かれていていいなあと思いました。 「休む権利」きちんと表記することが大事です。 教師は登校を促しがちですが、心と体を休める事が大切だと大人の理解が必要です。理解を進める方策が必要ですね。こころを休めることは、次の一歩を踏み出すのに大事です。条例は、努力義務なので弱い！と感じます。守られているかどうか、しっかり確認できる方法を考える必要があるのではないのでしょうか？ そのことは、条例を制定した市が責任をもつべきだと思います。この基本条例を幼い子どもにもわかるように伝える機会をしっかりと設けてほしいです。また、子どもの権利侵害に対する救済機関や救済措置はどのようになされるのか不透明ではないか？また、子どもがそのことを訴える場所や方法を子どもにしっかり伝えておく必要がありますね。		
151				市民全体に関わる大切な条例なので、できるだけオープンな情報提供が欠かせないと思いますが、ホームページではこの条例案を作るまでの議論の過程が分かりません。（どこかに議事録などが掲載されているのかもしれませんが、見つけれませんでした。） 仮に掲載されていないのであれば、そのまま議論を進めてもよいのか疑問を感じますが、これから条例案を議論するにあたって公開されるのでしょうか。 また、大人を対象にした条例ではありますが、主役である子どもたちの意見を幅広く聞くことも重要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。	ご意見を参考に、今後の情報公開等の在り方等の参考にさせていただきます。 また、子どもを含めた皆様の意見を聞くことについても検討していきたいと考えます。	3

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】
 1 既に記載済み
 2 追加・修正あり
 3 今後の参考とするもの
 4 追加・修正なし
 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
152				①子ども基本条例は、こどもの権利を守るための取り組みを強化することを目的としています。とてもいいことだと思います。しかし条例では具体的な施策や実行計画がないため意見が出しにくいです。 ②今回の条例素案の重要性について十分に理解していないということもあり、市民の意識を高めるための教育や啓発活動が不足しているとおもいます。素案の周知をもっと広く行う必要があります。	ご意見を参考に、今後の情報公開等の在り方等の参考にさせていただきます。	5
153				新聞でバブコメのことを知ってホームページを探したが、正直、バブコメについての告知が足りない。そんな状況では到底市民からの意見を聞いたとはならない。今一度、市民説明会を開くなど市民の意見を誰かが聞いたと思えるくらいに聞いたうえで条例策定の手続きに進むべきではないか。議員がよく「議論が足りないから立ち止まれ」的なことを言っているが、矛盾してないか。 一部の議員はSNSで「市の可視化・透明化」と言っているが、この条例の策定過程も「可視化・透明化」してほしい。新聞によれば昨年4月から議論が始まったようだが、どんな議論があったのか。また、超党派14人の議員はだれなのかなど、公表されていない情報が多い。どのようにしてこの素案になったのか、しっかり示すべきである。ホームページを探したが、見当たらない。		
154				新聞でバブコメが行われていることを知って素案をざっと見たが、かなり気になる点があった。特に、議論の過程が公開されていないし、検討会の座長の話を踏まえると、意見聴取していない団体にもしっかり対応したうえで提案するべきではないか。何となく急いで策定したいという感じさえる。周知が不十分だったバブコメでどれだけ意見が出てくるかわからないが、市民説明を十分果たしてから定めても遅くはないのではないかと。「子どもは地域の宝」だからこそ、皆が納得する十分な議論が行われて、その過程が公開されるべきである。		
155				今回の条例案策定に当たってのプロセスが全くわかりません。どのような方々が検討されたのか(検討委員は、議員だけなのか、有識者や市民が含まれているのか。)や、何回会議を持たれたのか、検討に当たって市民アンケートやヒヤリングなどをされたのか、などについて、幅広く公表していただければと思います。		

(仮称) 北九州市子ども基本条例（素案）に対する市民意見及び意見に対する考え方

【意見の反映状況】

- 1 既に記載済み
- 2 追加・修正あり
- 3 今後の参考とするもの
- 4 追加・修正なし
- 5 その他

No.	章	条	項等	寄せられた意見	意見に対する考え方	反映状況
156				条例に関し、校内でまとめた意見です。 ・奨学金の減額をしてほしい ・学費の減額・支援をしてほしい ・気軽に勉強・学習ができる施設や図書館等を作ってほしい ・子どもや高齢者を気軽預けられる・見てもらえる場所が欲しい ・街・治安・交通の整備をしてほしい ・バイク用の駐車場を増やしてほしい/駐車場の料金を安くしてほしい ・客引き（キャッチ）をなくしてほしい ・買い物ができる施設やアミューズメント施設を増やしてほしい ・療育費の増額 ・生活保護制度の見直し ・奨学金の種類を増やしてほしい ・ヤングケアラーに対する生活補助の充実 ・専門分野での資格取得者に合格祝い金等の制度を制定してほしい ・全ての子どもに平等に習い事や教育等を受けられる制度を制定してほしい ・待機児童をなくす環境整備について ・保育料・給食費を無償にしてほしい ・こども食堂を増やしてほしい	参考させていただきます。	5